

事 務 連 絡
令和2年10月6日

各都道府県
林道施設災害担当者 殿

林野庁森林整備部
整備課 課長補佐（災害対策班担当）

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての地域において解除され、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととされ、新しい生活様式を定着させ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくこととされています。

こうした中、令和2年7月豪雨により、林道施設等に甚大な被害が発生しており、現在、この災害を中心とした災害査定が本格化してきたことから、新型コロナウイルス感染拡大防止対策が実施されている間の災害査定については、別添のとおり対応することとしたので通知します。

なお、このことについて、貴管下市町村に対してましても、ご周知頂きますようお願いいたします。

問い合わせ先

林野庁森林整備部整備課災害対策班 / 電話：03-6744-2304

コロナ禍の災害査定について

新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の災害査定については、下記のとおり実施するものとする。

●基本事項

- ・災害査定実施にあたり、各自で体調管理を行い、発熱がある場合は参加しないこと。
- ・災害査定時は、マスクを着用し、『3つの密』とならないように、ソーシャルディスタンスを守るようにすること。
- ・その他感染予防対策に必要な措置を実施すること。
- ・申請者は、査定時間が長くなるように、効率的な行程計画及び説明に努めること。
- ・査定は、原則として実地にて実施するものとするが、査定要領第 18 等によるやむを得ない場合に該当する場合はこの限りではない。

●申請者が同一県内の査定官及び立会官を希望する場合、その他移動等を控えるべき事情がある場合

- ・申請者、査定官、立会官の三者で協議し、リモート*対応とすることができるものとする。

●リモートでの査定方法

- ・リモートで査定を実施する場合は、査定官－立会官－申請者が分かれて実施することとする。（「査定官＋立会官」－「申請者」、「査定官＋申請者」－「立会官」等、2箇所に分かれて査定を実施することも可。）
- ・申請者の担当事務所が複数となる場合においては、検算体制を確保した上、できるだけ効率よく実施できるように努めること。
- ・リモートの査定方法の詳細については、別紙のとおりとする。

※リモート：執務室等遠隔地からWeb会議、電話やメール等で対応することをいう。

以上

コロナ対策机上査定実施案（リモートでの査定方法）

○実施体制

林野庁－地方財務局－申請都道府県、市町村等の各執務室等において、Web会議、メール及び電話が利用できる環境において実施する。

○申請書類

事前に申請書類を送付する。

○申請内容説明

冒頭の被災原因等の説明は書面にまとめ申請書類と合わせて送付する。（査定官と立会官への説明が変わらないように）

○査定方法

通常の机上査定と同様とするが、写真の充実を図るとともに、必要に応じて動画やドローンによる空撮等を追加する。

また、Web会議で実施する場合は、申請箇所からの映像を活用することも可能とする。

○申請内容確認

申請内容に疑義が生じた場合は、査定官は質問等を取りまとめ、原則1回メールで申請者に送付する。送付の際は立会官に同報する。

申請者は、回答を査定官にメール送付し、立会官に同報する。

※立会官による疑義等が生じた場合も同様とし、原則1回のメールで関係者に送付（同報）。

※内容が妥当と判断されるまで必要に応じ、質疑応答を実施。

ただし、Web会議により実施する場合、メール送付に代えて、口頭で質問等を伝達すること。

○指示事項

メール等により内容の調整を行った後、査定官は、『査定指示表』に指示事項を記載し立会官へメール等により確認依頼を行う。

立会官は指示事項を確認のうえ、その結果についてメール等により査定官へ連絡し、査定官は、その『査定指示表』を申請者及び立会官（同報）へメール送付する。

○検算修正

検算後、申請者は査定官と立会官にメールで資料を送付する。

(修正設計書及び修正図面、他、必要な説明資料)

メール等により、内容の確認を行い、3者合意が必要となる。

○朱入れ

メール等により決定額の合意を図った後、査定官は、当該査定に係る全箇所の『箇所別査定表』を記載のうえ、立会官及び申請者にメール送付する。

申請者は、検算後（査定額の合意後）の『査定表』を付けた設計書を査定官に郵送する。

査定官は、内容を確認のうえ朱入れを行い、朱入れした『査定表』を立会官へ郵送する。

立会官は、郵送された『査定表』にサインのうえ申請者へ郵送する。

申請書は、『査定表』にサインのうえ、『査定表』のPDFを査定官と立会官にメール送付する。

○その他

検算等に時間を要する場合、再開時間を設定し査定官と立会官に連絡する。

Web会議で実施する場合は、申請者においてセキュリティ対策された利用環境を準備するとともに、事前に動作確認すること。

以上